産業廃棄物搬入者通行要領

昭和54年　２月１日制定
平成11年　７月１日改定
平成12年　７月１日改定
平成14年　10月１日改定
平成15年　４月１日改定
平成16年　４月１日改定
平成17年　６月１日改定
平成24年　７月１日改訂

JFEスチール株式会社西日本製鉄所（倉敷地区）

（公財）岡山県環境保全事業団（以下「事業団」という）へ産業廃棄物を搬入するため、JFEスチール（株）西日本製鉄所（倉敷地区）（以下「当地区」という）内を通行する際は、下記要領を遵守してください。

なお、別に当地区　倉敷環境･防災室・総務室の指示がある場合は、その指示に従ってください。

記

１．入出門場所

当地区西門（別添案内　図－１を参照ください）

２．入出門停止日

日曜日・祝祭日・年末年始・その他事業団休業日

３．開門時間

８：00～17：00（ただし、入門は16：00まで）

４．当地内通行ルート

別添案内図に示す通行ルート

５．通行のための手続

⑴　通行許可申請手続（新規）

①　産業廃棄物排出事業者は、「製鉄所隣接地通行許可申請書」に必要事項を記入のうえ、通行予定者の公的証明書（運転免許証・パスポートに限定）の写を添付し、事業団を経由して当地区に提出してください。

なお、受付窓口は、ＪＦＥスチール通門証管理センター（以下「通門証管理センター」という）です。

②　倉敷環境・防災室は申請内容を審査し、通行を許可する場合は事業団を経由して「仮通門有効期限印の押印された申請書のコピー」(図－２に示す) を発行します。

③　「仮通門有効期限印の押印された申請書のコピー」を受取られた方は、これを提示して当地区南門から入場し、通門証管理センターにて写真撮影を行い、その後、ＪＦＥ倉敷安全衛生協力会において「入門時交通教育」を受講した後、通門証管理センターで「製鉄所隣接地通門証」（以下「通門証」という）の発行を受けてください。

④　新規に発行する通門証の有効期間は、１年以内の必要期間とします。

⑵　通行許可申請手続（更新）

① 現通門証の有効期間を越えて通行する必要がある場合は、現通門証の有効期間内に「製鉄所隣接地通行許可申請書」を起票し、事業団を経由して通門証管理センターへ提示してください。(公的証明書の添付は不要です)

② 倉敷環境・防災室は申請内容を審査し、更新を認める場合は事業団を経由して許可の通知をします。

③ 更新を許可された方は、通門証管理センターに現通門証を提出して写真撮影のうえ、通門証の更新発行を受けてください。

④ 更新する通門証の有効期間は、５年以内の必要期間とします。

⑶ 通門証の再発行申請手続

① 通門証が、紛失または汚損・毀損等により使用不能となり、再発行を受けようとする場合通行許可申請者(産業廃棄物排出事業者)は、「通門許可証再発行申請書」を起票し、事業団を経由して倉敷環境･防災室へ提出し、その承認を受けてください。

② 再発行の承認を受けた方は、承認印押印済の「通門許可証再発行申請書」を通門証管理センターに提出し、再発行を受けてください。

⑷ 通門証の作成費用

通門証の作成に要する費用は、申請者の負担とします。

⑸ 通門証の管理

① 通門証を他人に貸与し、または他人のものを使用しないでください。

② 通門証を紛失したり盗難に逢うことのないよう厳重に保管してください。
万一紛失した場合は、直ちに事業団経由で倉敷環境･防災室に届け出てください。

③ 有効期限切れまたは通行の必要がなくなった通門証は、直ちに事業団経由で倉敷環境・防災室へ返納してください。

６．入出門要領

西門においては、次の要領で入出門してください。

① 事業団発行の「車両標示ステッカー」を、指定された場所に、当地区の委託する警備員（以下「警備員」という）が識別し易い状態に取り付けてください。

② 西門ゲート前においては、積載物の有無または積載物の外観点検ができるよう、シート等を取り外してください。

③ 西門ゲート前の路面に標示してある停止線で必ず停止し、通門証を提示して警備員の指示に従ってください。

７．遵守事項

⑴ 産業廃棄物運搬について

① 産業廃棄物の運搬車両は指定された日時に、当地区指定の門、通行ルートを運行してください。

② 当地区内を通行する際は、通門証（場合により「仮通門有効期限印の押印され

た申請書のコピー」(図－２に示す)) を常に携帯してください。

③　積載物の飛散・落下・流出防止等の措置を講じてください。

④　事業団が許可した産業廃棄物以外は持ち込まないでください。

(2)　交通安全について

①　敷地内道路 (通行ルート) の最高速度は50km/ｈ、運転中の「喫煙･飲食」禁止です。厳守してください。

②　交通整理等のため、倉敷環境・防災室員または警備員の手信号等が、信号機の標示する信号と異なる場合は、倉敷環境・防災室員または警備員の手信号等に従ってください。

③　当地区の行う道路規制および通行規制等に従ってください。

④　運転者は積載物の落下、その他交通の障害となる物件を直ちに撤去できない場合は、速やかにＪＦＥ防災保安センター（TEL.447－2337）に通報するとともに、当該物件に係る事故防止の為、有効な措置を講じてください。

⑤　交通事故（自損事故を含む）の発生した時は、運転者等は直ちに運転を停止して負傷者を救護し、通路における危険を防止する等必要な措置を講じるとともに、速やかにＪＦＥ防災保安センターに報告して、許可のあるまで事故現場を離れないでください。

⑥　通行ルートは「水島ゴルフリンクス」等へのアクセス道路と併用のため、当地区の交通事情をほとんど知らない一般者も通行しますのでご注意ください。

⑦　以上の他、道路交通法、その他交通安全に関する関係法令に従ってください。

(3)　一般的遵守事項について

①　作業終了後は、速やかに敷地内から退場してください。

②　搬入事務に関係ない場所に立ち入らないでください。また他人の業務妨害となる行為をしないでください。

③　当地区内または第三者の機械・機具・設備・資材などに触れ、または使用しないでください。

④　喫煙は許可された場所以外で行わないでください。また歩行中は喫煙しないでください。

⑤　酒気帯び、または酒類を携帯して入出門しないでください。

⑥　伝染の恐れがある病気にかかっている方は、入門しないでください。

⑦　当地区総務室の許可なく撮影・模写または掲示・貼紙・図書印刷物の配布、集会、放送、演説などをしないでください。

⑧　風紀・秩序を乱す恐れのある行為をしないでください。

⑨　その他、当地区内の規律を乱し、または当地区もしくは第三者に不利益を与えるような行為をしないでください。

(4)　その他

倉敷環境・防災室員または警備員において、業務執行上必要があるときは、所持

品および車両内の検査を行い、またはＪＦＥ防災保安センターに出頭を求めて、事情聴取を行うことがあります。この場合は、正当な理由なく検査または事情聴取を拒まないでください。

８．緊急時連絡

当地区内において異常を発見し、または事故が発生した時は、直ちにＪＦＥ防災保安センター（TEL.447－2337）に通報してください。

９．違反行為の措置

法令、諸規制または当地区の指示に違反した場合は、入門の禁止・停止・敷地内からの退去、その他の措置をとることがあります。

10. 損害賠償

当地区内において、当地区または第三者に損害を与えた時は、その措置を賠償していただきます。

以上

図－１　JFEスチール（株）西日本製鉄所（倉敷地区）内図及び産廃搬入ルート

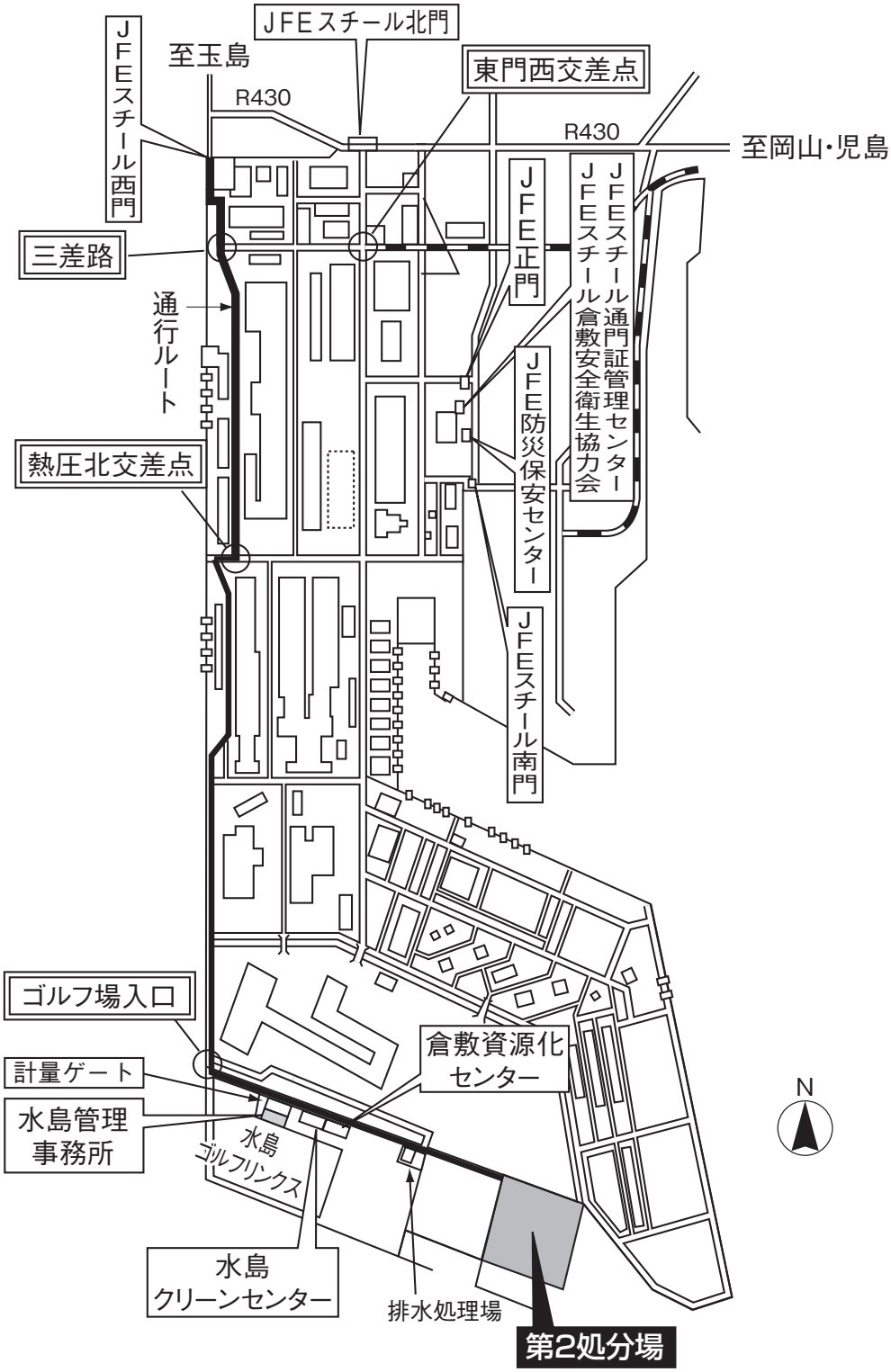

図－2
〔様式通－3〕

当印鑑が押印された申請書を
仮通門証の変わりに運用する。

製鉄所隣接地　通行許可申請書

写撮影日： （受 講 日）	月	日

仮通門有効期限
'12. 07. 07 まで
倉敷環境・防災室

JFEスチール㈱西日本製鉄所

平成　　年　　月　　日

倉敷環境・防災室長　殿

倉敷環境・防災室	JFE 西日本ジーエス	監督部課
入場許可印	受付 印	課長 印

（　新規　・　更新　）

申請者（元請会社・事業所代表者）
所在地　：
会社名　：
役　職
氏　名　　印
（TEL　　）

入場者所属　：　二　次　下　請	入場者所属　：　三　次　下　請
（所在地） （会社名） （代表者） （TEL）	（所在地） （会社名） （代表者） （TEL）

入場期限	契約区分　外注　・　資材　・　JFEスチール以外
H　年　月 ～ H　年　月	教育区分：交通教育 本人確認：自動車運転免許証 □／パスポート □／その他 □

入場者氏名	（カナ）	生 年 月 日 （西暦）　年　月　日

申請時、この枠に公的証明書（コピー）を貼付してください。

1. 申請時

① 公的証明書は、顔写真・氏名・生年月日・住所が記載されたもので、運転免許証・パスポートに限定する。

② 公的証明書不所持者は、前記の条件を満たした資格証（顔写真付き）により許可する場合がある。

③ 短期通門証の入場期限は1ヶ月以内とし、延長及び再度の発効は行わない。

2. 更新時【下記項目は必ず記載ください。】

① 更新は発行地区とし、公的証明書は不要です。
現行の通門証番号を、下記へ記入してください。

〔通門証番号〕□□□□□□□□□

【個人情報の利用目的】
1. ご記入いただいた個人情報、及び提出いただいた公的証明書記載事項に付きましては、入出場者の本人確認を目的とした利用に限定すると共に、個人情報の厳格な管理を行います。
2. 個人情報の保存期間は有効期限後1年間とし、その後は速やかに廃棄し個人情報の流出防止を行います。

誓　約

貴西日本製鉄所への入場に際し下記条項を誓約いたします。

記

1. 当社従業員、及び下請関係従業員に貴地区の諸規則（社外者入出場管理要領等）を遵守させます。
2. 当社従業員、及び下請関係従業員の身許は当社で引き受け、万一不都合のあった場合は一切の責任を負います。
3. 当社従業員、及び下請関係従業員の故意又は過失により、貴地区に損害をかけた場合は当社が全てを弁償し、一切の責任を負います。
4. 又、既に他の会社から申請して入場が許可されている者を、当社が一時的に使用する場合も同様の責任を負います。

以　上

申請者 ⇨ 監督部課 ⇨ NGS倉敷防災保安室（⇨ 倉敷環境・防災室）